平成２４年（フ）第３７０号
千葉県松戸市常盤平４丁目２番地の５　パークハイツ常盤平103号
破産者　古谷　千恵
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６０３号
千葉県我孫子市台田３丁目14番13号
破産者　今井　延浩
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６３１号
千葉県流山市名都借806番地の１
破産者　峯岸　　弘
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７２８号
千葉県流山市加６丁目1611番地　ヴェルデ流山203
破産者　福田真由実
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９号
東京都台東区池之端２丁目１番39号
破産者　株式会社エス・ケイ
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３５７号
東京都台東区北上野２丁目26番12号
破産者　株式会社デイ・エス
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２６０号
東京都練馬区豊玉北１丁目９番１号
破産者　ミサワ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００７０号
東京都渋谷区鶯谷町17―12
破産者　佐藤　喜代
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５号
アメリカ合衆国オハイオ州ブルーアッシュ市ハンターズクリーク街道9348、日本における最後の住所神奈川県相模原市緑区中沢471―30
破産者　坂下　　舞
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１０号
東京都八王子市丸山町34番地16
破産者　有限会社渡部運送
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１２号
東京都八王子市丸山町34番地16
破産者　渡部　賢俊
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８号
島根県江津市嘉久志町イ576番地７　柏久アパート２号
破産者　本田　信行
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１４４号
岡山県津山市神戸158番地３
破産者　タケモト産業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３０号
福岡県飯塚市目尾681番地15
破産者　有限会社シンエイルーフ
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６０１号
北九州市小倉北区室町２丁目10番22号
破産者　有限会社Ｂｅｒｕｆ
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６７号
北海道北見市北央町82番地３
破産者　櫻井測量設計株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３５７号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目19番地６
破産者　株式会社ガウディ
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３９４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目13番４号
破産者　サイカ工業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４４号
横浜市保土ケ谷区西谷町1252番地６
破産者　有限会社松葉
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６８９号
最後の住所横浜市金沢区富岡東５丁目４番24号　丸十サンハイムＴ102
破産者　亡田邉利雄相続財産
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
宮崎県日南市南郷町潟上134番地54
破産者　有限会社マリン工業
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
鹿児島県鹿児島市川上町2750番地196
破産者　有限会社エスエスイー・デザイン
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係